藩鑑

百六十五

上杉

内閣文庫	
和書	
類	三四六八二
號	二八〇
冊	二四
架	五八
函	五九

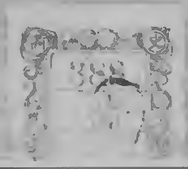

内閣文庫		
番號	和 34682	
冊數	278 (165)	
函號	159	1

382

藩鑑巻之二百二目録

う部二十又

上杉弾正大弼藤原輝虎

国立公文書館
National Archives of Japan

藩鑑卷之二百二

上杉彈正大弼藤原輝虎

一 輝虎公のつとく學問の道に順逆あ
と公家に有職詩歌と學ひ沙門に
佛法及ひ釋義と學ひ武士に兵
權射術と學ひ農工商の二民とも
小家この職分をもとして修練を励

す事是皆順の學なり出家とし
て佛法を學ばんは武術を學ん
武士として家業を深くし歌鞠礼
壽茶湯のことき花車風流を號く
日夜代新化に拘る是皆逆の學
なり我れこれも仲の道く一向に専益
とふはあらす先己か家々の業
を專小學の會得の後い志の

部々好々の道を分撰くるを要とする
べし我れ武士の職り多能か
るも治世の時に不可なり況て
今の世の如き戦國に生れ合て
い兵吾家の武法一道を是學ん得
て更用するは如く事あるへしす
と宣ふ小藏家書中同

一 公のつはもの二軍の兵を四肢の如く

進退自由に帥る事ハ大將の志賊暗
して小山の雄き儀あるに依て万の
士卒を率ること千百の人数を引連す如
く便捷に遣ふあらされハ此の前
にての勝利全うするへからす但先い
常々の用意に河内の漁夫の諸士ハ以
て及ず彼官同分雑人曹迄平生
士大將事引率の支配為に年

さるときハ未戦場を見ぬ小藏と云
ふ剛強の武士に劣るとすと
宣ふ

一 公のつねく云給ふ平侍に成り
時として忘るへからさるハ常の一字なり
八幡太郎義家公大文字に書して寮
所に掲け且書見られたり新田
左中將義貞も其光景を逐て件の

一字を篇額に彫り四〇工夫ありし
と云り哀に二將の用意程深きこゝあ
らす是に依て輝虎も及ひすあ〻
抜扇風に是の字を彫て益たり抜
く〻ム軍を師る任として益夜工
夫を廻すに人を割て敵を殺す度
叶へ〻す況や引る戦也に生れ大
抵の仏遺に〻い國家の保護思ひ
も寄ら〻数事あり と宣ふさて八幡太
帝の遺誡とく〻武士の十徳とり〻書
付あり 昔四國のとき田家にて
求得たり〻代序に抜聞さん其文よ
り〻

信仰佛神常整弓馬昼夜用心不為勝
負平生詞少不説他非向人作礼衆中
知恥知身分限知可死処

老實なる士の老成教誡なりと宣ふ

一公のいとく士としていまるを吾足と思ひ弓矢を武士の本と定め敵を撃滅し己れ功とする為して先武士と著るも本意の真心中なり古哥

雖ありて深るこもあき中ちも
柳はみとり花はくれなゐ

老列ち現成陽的の交用なして常を失さる陰影たり翠なるへき柳の紅なりて紅なるへき花の翠なるん者を失ひたる狀態なり其ことく武士の業なへき家業を外事ふなし或ハ人民の富を奪して利欲なり或ハ囲碁將棋歌鞠孔雀の招ひなして光陰を送るハ委く皆者を失ふと

いふ者あり意味あるべき事と宣ふ

一 公のいまだ武士の子を生育する十四又歳のころよりなほ如何なる者候ものあるして曾ある事を勧め憶する及を制し生立ちて父の曾ある子ハ必憶する事あるべき老父其道を説諭するあり孫程の人ハ生育の筆一の者あると宣ふ

一 公のいまだ男ハ冠の長ものも量あるも関らず公さきに別あれハ言答せ及といふものあるべ士の人まだ男子さきハ沙汰せざる儀あり只其人の公根を考へ知べき者意の批判ハすべき老新田義貞の河あると宣ふ

一 公のいまだ憶病者と剛の者との二つハ天性の質たりとハ云へども先ハ

其身の公儀に対するべし子細い男たら
ん者旦暮より公を師として義理を
忘れさるべきこと不意の出来こそ
畢竟する事あるべきなり先義理の
二字を業とする是死すべきの當こそ
其死を着すべきなりとして其
命を全して主人の先途を立つ是
士の本意なり死すべき場にして生

のび活へき処にて死するい血氣の勇
者とこそ者にあらす史とこそ義理
の二字に暗きの人へかくの如し是二
字に服とつけ是夜公の師とする
に如かすと宣へ
一公のいまこそ矢石を脱れんと思ひて
備を放るれい敵に不意を撃るこそ
あるへしいまの儀一用一捨ありまし

耳臆病なく眼に勇ある大將あり
是は不覺の眉を取へきすす子細は万
爲能事も公を着く油断をせす眼
小見ると均しく公性と定るに依く
戒度なきを理なりきと目臆病に
て耳聚のなき大將あり是は何等
の工なくも若きあるへきすす所
以は公は眼なつれ眼は公なつるもの
あれは本公の臆病と知るへし拙く代
儀は大將より士卒まくあるへき道
なりと宣へ

一 公のつるく吾より先功強き大軍を
帥る敵と戰ひと挑むときは勝敗は鬼
もあれ武界を以く若き沙合を見
合指かりたる軍を廻さすす一類二類
代崩し敵の中を開うするわと小仕

あゝ若仕損せハ討死と覚悟を定
むゝ一より十まゝ勝ハきこと計り
分別せハ却て臆病の業なり拙し
あゝ敵弓矢の誉ハあるとも吾より
小身なるまゝハ代方より大身なれ共接戦
武邊の労れるゝ時宜よ後ひ敵を
廻して御ゝ若しかゝす軍ハ延引
ゝ肝要なりとゝふ事かゝの如きの
儀なりされハ何なると烈しき荒働を
あすとも運つきされハ死せす運極り
ぬれハ家を大事小将とゝふとも必死
すへしと宣ふ
一公のゝゝ勝合戦の後不意を討れ
必大敗れ申ふ中古今例多し是
将の大なる恥辱とゝふへし是偏ま
勝ゝ事ゝゝ弓引ものとあゝ敵を侮るゝ

ゆへあり戦場にぬ陣ぐす平生ごとく
も其油断を大敵と思ひ用心を味
方とさへ公儀なれい異なる迫ある
へくすと宣ふ

一 公のゝ〳〵自國の敵の押入るごとき
ハ爲武者を出して是を偽引小迫
合ゆゑと暮して引退組を急ぎ陣
〳〵陣取敵を夜討あすへし吾

容戦と成〳〵敵地へ入ごとき氏意得を
仰〳〵不意を薬られすと宣ふ

一 公のゝ〳〵味方退陣のごとき敵を
〳〵用心〳〵除〳〵と除〳〵奇兵を設
さると雖〳〵急よ討〳〵利あるへし
然れとも敵動する事なく猶静ふ
引去ハ良将の備と郡〳〵乗急ゆ
蒐〳〵警事あられ〳〵楽り公を伺

こんと思ひ凱歌を奏して挙旆を
放し勢ひ其旋氣を挑むに史
ゆも驚く事あきは退撃へらすす
筆一地形を知らすして長退ハ
危き義なりと宣ふ

一公のいまく敵の待伏を設たる如き
赤雲の如くの氣掩ひ或ハ布を引
ちくたるやう小氣立昇る是ハ猛士

を伏するの氣なり是を布たる如き
小掩ふハ猛卒兵者を伏るの氣
たりまさにまろみ風起くみ
旌旗を吹靡して諸勢何とかく動
揺せハ敵の伏せ応合て味方を撃ん
とするの兆と知るへしまさハ飛鳥
列を乱し路の不とりみ犬走る狐
の如きのときハ彼を強たく彼伏を

偽引出し討捕へき費潔き要あり
と宣ふ
一まゝ代次〳〵ふゝ〳〵ら〳〵揚〳〵年生死を
武義に委ねて法令を厳し物
に動揺の氣あきさきは強ちに智計
を以〳〵伏奸を搜り索るに及ぶまゝ
しきや畢竟敵の視器を見て先
を書〳〵とせふ陰云ふ太刀打をするふ
更迎〳〵小拘〳〵敵を截る度を忘れ
小同〳〵まゝ味方謀を以〳〵敵を浚
へんとのみ欲するは先も太刀打に
渠〳〵奴の吾に當らんを辭へすたゝ
混り敵を截んとするは似たり甲
乙の氣勢隔すゝへども勝負乃道
理は一技あり情氣と不意とを守り
勝負を忘れ法を守〳〵義を以て

戰ふ敵する者もあり不勝とふ事あるべからず但し自國の民を愛せずして他國の民を苦する如きの輩もあらずすべて矢の道は二邊の表裏にして一向あき変りとのたまふ

一公のいまゝ以指ふ武士の精神かれは二六時中須臾も放さぬ如

勿論の理たり是れ常の用心四つあり一は毎朝大小の鞘をつし雖ども近分を見すれは又の味ひと試みこれ自打を改め四はは何者の急ぎ出るとも大小を忘れさるは如く嗜儀是男道の根元あり此分かけ涙きこと女部花男と必不覺の死を後し汚名を子孫

より偽ふべし故に平日用ひ慣れ張弓
の如くもして矢を制ふたるが
持肝要たり僥倖長皮の中にも能
用ひとかし油断仕へ奉る昔
より確執闘諍は新しき間より起る
とふ皆ひよ後意有く安孔ひ
ふ訴訟ありと宣ふ
一公のつねく高名と為んと欲せいた
とへは奉得たりとも張ると解あるる
に奉へりとす將士とも小人百中百の
差別なく奉ひ奉ひ案ずきるに奉ひ案
論を合するの反なり張るに奉く
孤独したるを拘前に拘止んと
するも見苦しかるへし其上張
て己の手小余りぬれは其覚の死も
する者なり又さし得たりとも長太

刀重刀等すべきとす太刀は精神殉命
て吾所存より強きを用ひ心と脇よ
長く重きの二字を為るべきとす身よ
あまり多き脇たる太刀を佩む事
は不覚の戦度服前たりこれ源頼義
のやさしく河内なりと古老の語り
と宣ふ

一 公のごとく戦場もとつく手柄を為
んと心懸るは士の本分なれは後の
人はあるべきなつる名を遂んとするは
一箇の偽板あり心をふさぎと進
め用勢の續くと待く何ときも地
を合せは後我あるべく言名すべく後業
の後肯計想く味方の論先を出る
者いつとくも卒後たるまさらきは
あるべくとす彩云へとくまき得乃

小弟も用ひず一人々々拔擢を為さい
更い却て敵の反間指めとあるへし
さつゆうの孫子假令言名するとも軍
法の藝に於れんさるわとに藉指
はいとまこれに関るとて事老爲の儀なり
と宣ふ

一 公のつとめ老若の侍に老武者外
と重くひつくろひ一言を發する

に公と着け用ひず程く若き輩さ
しと持く可あり若武者は内外事
毎に重く我を立す或は年老或
弟職に親しき老を理をつ以己り功
と捨く老武の冥きを親用く可
なりと云く老に一限面白き教海あり
若兵の拘除して故老の職者を
指めとき一分の功を先として出来

之を掠むハ畢竟亂の基なり若兵
ハ兎角功者の弓矢扱を學
ひ教度の覺あるる故武者の筋引を淡
て進退をなすを先り其牙の戈覺こふ
ものなり平生右の心得を以て怠
み嗜むときハ職度ハあるへからすと
宮ふ

一公のつもり軍法の上あるくの物不思
議といふハ大將の實想立くく國家の
政所くく賞罰の二字明なるを有せり
世に兵を使する者軍法ハ神及よあり
とく佛神に賽の事を祈念し人及
の德要を述すり是皆實を失ふ者なり
夫神ハ非礼を受すし人及怪く妄法決
もして天及を祈るとふとも豈其
加護を得る事あらんや鶏已に鳴く

東天明け日輪世界に顯はれ乾坤
著明にして万物目前に應ずたり兵
家の所謂軍神是まで件の天位を
失ず主將日輪の如く明らかなれば國
穩にして庶民樂るもの多し然れば
則世界敵となり味方と成て潮
陣に及ぶと云ども為へき軍を四さず
怪むへきを怪まず其陣を全する小原

て敗亡の恐なく竟に孔たる國を治
め佳聲を子孫に遺すもの偏に軍神
の加護と知るへし然れは主將たる者
神を恭敬すること己れの右と視し
て邪惡の念慮を除き清淨の心を
以て再拜を為すへし冥の一字に
叶ふ時は將の誉は世に上ること東代
まで功名を留むへし所以とし

弁へぬ人達の親を打捨あらぬ邪法を行ふ中良き武將の迷惑せんとたり魔術あり幻化の不思議ありと云へども一切實の用を立す人迄も奇特ハ莫れども實の用を立る現化たり陸軍の軍法の知ル人迄も究竟すと宣ふ

一 天保五年十月より明年二月迄

まゝ輝虎の狀君君道院より姓異のあり其長四丈八尺迄ありさる人形の小るあゝ毎日爐中より出ゝ彫細すゝ人迄ついゝ此を見んとするときハ則失せ去るまゝ奇日出現沙門堂の邊ゝ張髮逆よ生たる人髮を以て其面を掩ゝ夜ゝ出つ此ハ逆へる者ハ警戒せすと云ふ也ゝ此物ハ完

一　天保六年三月朔日三更の後奉行山の
城下侍小路の邊新くしたとつくり男女悲
哭する聲響渡る夜と守る番卒皆急
き引ゐ〻尋見るに更に人影なく
何地とも審なく又同二日戌の刻計の
こう府城の大手本丸の例に建たる
大石鐵に二つに割れ飛散する

ありさまに見えたく庫け損したる
瓦礫散乱霰の如く諸あつく二の郭
の方の片石微塵となつく止ぬ打出
比嘉へ引かりたる者三四人歴然と
見えく怪みとなす事甚しと
いへとも口を掩くるもなし居朝各
爰に集く驚く見れハ石ハ異なる
さまなくしとへとも其邊の土地柔よ

深く何様不吉の兆なるべし今度上
方表向の指示如何ある事なるべし
と再語合り同十一日の夜輝虎公厠に
入給ふ小雨降そそきく月影暗き霄
なりしに小沢痛脇暈あつく心神
穏ならす何となく厠より出給ひけ
るに率中騒倒まどしく疾呼聲を
あしく人支を顧給ふ景勝主上傍
に沢山補宿老以下群集して針灸薬
剤其術を尽さしめ神祇に祈の仏
閣に誦経をなし肺肝を碎くとなん
に及ぶの秘氣現れす療養効を
得ず諸医あし醫家雖治のす
一同に歎かれ上下手を拱き膝を抱
て悲やせん角べせんと云そめき合の
ゆえ仕出したる変を見てん不日

十二月四日より公の公氣衰へ暇
精ハ勵まし給ふ如くなれとも口耳
の通用莫して言語自在ならさる
ゆへ顧命の儀もかし流涙終焉の期
迫くなつくに筆をとり辭世の
頌を記し付らる

四十九年夢中醉　一生榮耀三盃酒
公平素酒を嗜給ふとなくとも竟に

殆可五度も及ひ給ふす毎度の陣
中六具を編め用並事後の用意し
て行立んとし給ふとき必朔鶴を
執くに獻ぜしられたり今般の
際其首途を思ひ考らるも深情なこ
そ称して遺書を留らるへきなれ
有けん彼料紙の端を掠り筆を墨
に点せられしら四肢頻に揮ひ出く

不とゝ為〳〵氣長後世界まゝます。仏
生世の目顕密曹洞の二宗より飯後
〳〵給ひ武士の修眠まい論議法談
を折〳〵聽問あり〳〵志りのこゝろすゝ安
養院といふる梵刹を創建〳〵給ひ祖
先の菩提を懇ゝ弔ひ歴代の諸士戦
場よりとゝ命を須せ〳〵群類の為こて
大海餓鬼一切往須寫あと修せられ

〳〵とそ 小藏家書 諸伝一代記

一 天正六年二月初謙信羅病三月十三日
午刻卒去年四十九

辞世詩

我一期榮一杯酒　四十九年一醉間
生不知死亦不知　歳月只是如夢中

上杉系譜圖

一 天正六年三月十三日藏後藏中絵登作

渡給へ四方に小田貿飛彈上
野各地の大名及び行大膳大夫
兼藏後也義原輝虎入及蒲伝引年
四十九歳なりして年す謀智策略迅
速激烈寡と雖へ元を挫くの孫人
に勝れ矢す能とも嚴酷の矢敵國
と懷るなり是とと云へ
上杉家傳なる孫す謙伝大愛
洞愛軍及の蓋温奥と周愛へ其英雄
たるなり八世小賢美する孔句論あり
且寡欲廉潔能なるも偽りなと雖と
し他と歎へ事あきなへ敵其信
なる敵へ隙系和融の節も上杉家
より又質と云るへ他れとも
強豪の矢怒り安く酷烈なりして
生涯手及せらる若九十人なる及且眾

有て死刑に処せらるる者も市ハ庭上
へ引て三十人元と称する士を以
て放て討ましむ先ハ後て平日
賞罰私なく光澤厚しと云とも
諸士悉く是張の思ひ懲さるる処一
両年ハ英氣衰へ殺罰を恐ます科
あるも又命職を奪て刑を免し
除て舊職に復せしめ食脱肉して積

要の病に嬰り遂に没す 武徳編年集成

一大将の公入よりも物こと智りの
武田信玄ハ其影を其像に移り
不動明王に象られるとあり上杉
謙信ハ上に雲に獨鈷の杵たると書
きたるハさし渡し一尺五寸との畫と二つ
書たるなりにて像ハ有て此畫ハ
別ち我が影なりと宣ひ日来酒

を拵へ給ひしもあらんかの御智り
たる事ありと水戸監物物語ありし

武辺咄聞書
武家閑談

一 藤信一生の間素食して女を近つく
事なかりしかふつきとすくすこなかり
小藤氏康七男に産を養子として
て藤後に遣りしと我子なすへしと
て景虎と名のらせ我外祖景勝の
娘に

婚姻のいとせしり藤信卒するとき順
せし間くと二つ男ありて末は景
虎なるべしと外祖長尾喜平次
景勝なるべ

藩幹譜

藩鑑巻之三百三目録

う部二十六

上杉彈正大弼藤原景勝

国立公文書館
National Archives of Japan